

高知大学地域連携推進センター運営戦略室規則

平成 26 年 3 月 26 日
規則 第 95 号

最終改正 平成 28 年 3 月 9 日規則第 130 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学地域連携推進センター（以下「センター」という。）規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、高知大学地域連携推進センター運営戦略室（以下「運営戦略室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 運営戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 岡豊分室長及び物部分室長
- (3) 域学連携推進部門長、産学官民連携推進部門長、知的財産部門長及び地方創生推進部門長
- (4) 研究国際部長
- (5) その他センター長が必要と認めた者

(業務)

第 3 条 運営戦略室は、次の業務を行う。

- (1) 企画・戦略及び運営・評価に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 各部門の事業計画及び実施に関する事項
- (4) 財務に関する事項
- (5) 人事に関する事項
- (6) 規則の制定・改廃に関する事項
- (7) その他センターの業務に関する必要な事項

(運営戦略室会議)

第 4 条 運営戦略室に、前条の業務を行うため、運営戦略室会議を置く。

2 運営戦略室会議に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(専門委員会)

第 5 条 センターの業務に係る必要な事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第6条 運営戦略室の事務は、研究国際部地域連携課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営戦略室の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月9日規則第130号)

この規則は、平成28年3月9日から施行し、平成27年11月1日から適用する。